

ISO14001 と労働衛生：省エネと労働衛生

環境・健康

ISO14001 の課題としての省エネルギー対策〔冷房あるいは暖房の室温の設定〕と労働衛生上の対策〔事務所衛生基準規則の室温管理〕とが相反することがあります。やはり、省エネルギー対策、労働衛生上の対策を個別に考えるのではなく、総合的に考える必要があります。

例えば、冷房あるいは暖房の室温の設定温度は、省エネルギー対策上から「夏季：28℃、冬季：20℃」を目安に過度とならないように適切に調整します。しかし、この設定温度は、労働衛生上あるいは作業性からは夏季では高めの温度、冬季では低めの温度となります。そこで、併せて服装による対応「クールビズ、ウォームビズ」を行います。なお、冷房時の服装による対応は、冷房病対策としても有効です。

室温設定の基準・目安

	基準・目安	
夏季の省エネルギー対策 (内閣府)	冷房中の室温は、原則 28℃を徹底し、冷房が過度にならないように気をつける	
冬季の省エネルギー対策 (内閣府)	暖房中の室温は 20℃を目安に過度にならないように適切に調節する	
事務所衛生基準規則	17℃以上 28℃以下となるように努めること 10℃以下のとき暖房等の措置を行うこと 冷房実施のとき外気温との差は 7℃以内とすること	
仕事の適否 (1967、三浦)	冷房温度が 26℃を超えると仕事への適応性が急に減少する (調査例)	
ビル事業所での快適温度 (1971、中災防、研究委員会)	座業	夏季：24～27℃、冬季：20～25℃
	軽作業	夏季：20～23℃、冬季：18～20℃

kes サポート

課題	kes サポート
作業環境の調査	作業環境測定
ISO14001 関連調査	環境計量証明事業（環境側面）
ISO14001 と労働衛生取り組み支援	労働衛生等コンサルティング